

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名	<u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則</u>
公布年月日・番号	<u>平成17年3月31日・東京都規則第47号</u>

1 概要

1 改正理由

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成17年東京都条例第85号）の施行等に伴い、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年規則第34号）の一部を改正する。

2 主な改正事項の概要

(1) 総則

ア 再生可能エネルギーの範囲を規定（第3条の2）

(2) 事業活動における環境への負荷の低減

ア 制度の対象とする事業所の要件について、自動車等に係るものを削除（第4条）

イ 地球温暖化対策計画書等の提出期限及び提出書等の様式を規定（第4条の3から第4条の5まで）

ウ 地球温暖化対策計画書の計画期間を5年間と規定（第4条の3）

エ 計画の中止を申請できる要件を規定（第4条の6）

オ 地球温暖化対策計画書等の公表事項、公表方法、公表期限及び評価方法を規定（第5条から第5条の3まで）

(3) エネルギー供給事業における環境への負荷の低減

- ア 制度の対象とする特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者を規定（第5条の4）
- イ エネルギー環境計画書等の提出期限及び提出書等の様式を規定（第5条の5及び第5条の6）
- ウ エネルギー環境計画書等の公表事項、公表方法、公表期限を規定（第5条の7及び第5条の8）

(4) フルオロカーボンの管理

- ア 制度の対象とするフルオロカーボンの規定方法等を改正（第6条、第8条）

(5) 建築物に係る環境配慮の措置

- ア マンション環境性能表示制度の対象とするマンションの要件を規定（第13条の2）
- イ マンション環境性能表示における評価項目を規定（第13条の2）
- ウ マンション環境性能表示を表示しなければならない公告の範囲を規定（第13条の3）
- エ マンション環境性能表示に係る届出の届出期限及び届出書の様式を規定（第13条の3、第13条の4）

(6) 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示

- ア 相対評価方法等基準を定める家庭用電気機器の範囲を規定（第13条の5）
- イ 省エネルギー性能等を表示しなければならない販売事業者の要件(販売台数)を規定（第13条の6）
- ウ 省エネルギー性能等の表示事項を規定（第13条の6）

2 施行期日

条例に規定する施行の日に応じ次のとおりとする。

- (1) 下記以外の規定 平成17年4月1日

(2) 省エネルギー性能等の表示義務に係る規定（第13条の6）
平成17年7月1日

(3) マンション環境性能表示の表示義務に係る規定（第12条の一部、第13条の3、第13条の4、第3号様式の2の一部及び第5号様式の2から第5号様式の4まで）
平成17年10月1日

3 問い合わせ先

(1) 地球温暖化対策計画書等及びフルオロカーボンについて
都市地球環境部環境配慮事業課事業活動係
直通 03 - 5388 - 3597
内線 42 - 747

(2) エネルギー環境計画書等及び家電の省エネ性能表示について
都市地球環境部計画調整課地球温暖化対策推進係
直通 03 - 5388 - 3443
内線 42 - 721

(3) 建築物に係る環境配慮について
都市地球環境部環境配慮事業課建築物係
直通 03 - 5388 - 3536
内線 42 - 751